

・・・赤門隣りの高層マンション問題・・・

建築確認が下りたこれからが正念場！

《文京区の行政姿勢が問われる局面を迎えて》

平成20年4月22日

本郷赤門周辺の景観を守る会

会長 松本 清

1] 建築確認が下りた意味と着工との関係について

建築確認が下りた意味は「この建築計画は設計図を見る限り建築基準法に照らして違法ではないことが確認された」ということである。建築基準法に照らして違法でないことは、建築工事に取り掛かる上で重要なことであるが、法治国家では極めて当然のことでもある。

ここで注意すべき重要なことは、建築基準法に照らして違法でなければ、景観や環境に対する地域住民の心配も考えず、地域社会が大切にしてきた歴史や文化なども無視して、工事に取り掛かっても構わないかのような錯覚に陥らないことである。

2] いま取り組むべき大切なことは？・・・

野村不動産(株)が地域住民との話し合い半ばで建築確認申請の提出を強行した経緯や先に述べた建築確認が下りたことの意味を考えると、いま取り組むべき大切なことは

- ① 建て主の一方的な着工にストップをかけるために手立てを尽くすこと。
- ② 建て主側との話し合いを継続すること。
- ③ 話し合いの前提として、話し合いがつくまで着工しないよう「紳士協定」を結ぶこと。など、建て主側に強く働きかけることです。

そのために改めて成沢区長や行政に働きかけ、区議会各党に働きかけ、地元の議員と「守る会」が相談し知恵を出し合って、世論を喚起するあらゆる取り組みを工夫することが大切だと考えます。

3] 問題解決のために、文京区の行政姿勢を問う！

赤門隣りの高層マンション問題の現局面を見るときに思うことは「成沢区長を頂点とする区の行政が、この問題に対する区民の善意を生殺しにしないで欲しい」ということです。今、文京区の行政姿勢が厳しく問われていることはお分かりと思います。

建て主側の企業事情も大切でしょうが、文京区民が大切にしてきた「街並みや景観」と、東大赤門に代表される本郷の「歴史や文化」が壊されようとしている状況の中で、文京区の行政はこの突飛な高さのマンション計画をどのように考え、具体的にどのような高さ（階高）にするのが好ましいとお考えでしょうか？

私たちが周辺建物の高さを考え、建て主側の企業事情も考えて善意の譲歩案を提示すれば、区が「それは無理だ」と言われる。私たちはまさに生殺しの状態です。

一体誰にとって何が無理なのでしょう？。成沢区長を頂点とする行政が無理でないと考えられる高さは如何ほどなのでしょう？。勿論、区民の立場に立って、将来を見据えた文京区の街づくりの立場からお考え頂きたいことは申すまでもありません。

今こそ、区民の善意を生殺しにしないよう、毅然とした行政姿勢を示すべき時です。行政が無理でないとお考えの階高をはっきりと示して頂きたいと思います。